

北海道議会議員 ひさこ たけいち尚子道政だより

第5号

たけいち尚子事務所 〒006-0022 札幌市手稲区手稲本町2条3丁目3-30
☎011-681-5566

令和7年2月10日発行



たけいちひさこ 活動報告

おかげさまで道議会に議席をいただいてから2年めに。議会での質問や条例制定への取り組みのほか勉強会や視察にも積極的に参加し、道政に還元すべく奮闘しています！

北海道議会の中継や質疑の動画配信、会談録もぜひご覧ください。議員名や用語で検索もできます！武市尚子で検索！

令和6年11月26日

北海道カスタマーハラスメント防止条例

議会提案条例として全国初の制定！

※カスハラ条例としては東京に次ぎ全国2番目

カスハラをしない、させないために
(無自覚にやってしまっているかも?)

自分では正しい主張だと思っていっても、言い方や態度、頻度によっては迷惑行為となり、相手の働く環境を悪くしてしまふことがあります。もちろん、暴力や暴言、土下座の強要は犯罪として通報することもできますが、働く現場ではある程度ガマンしてしまう人も多いですね。

すべての人が働きやすい環境づくりのため、道議会ではカスハラ防止条例を制定しました。相手の対応によっては、苦情を言いたくなる気持ちもわかりますが、度を越してカスハラにならないよう、皆で気を付け合いましょう！



本年4月施行！北海道カスタマーハラスメント防止条例について

セクハラ、パワハラについては、働く人を守る「法律」がすでにありますが、カスハラには国の法律がありません。そこで条例ではカスハラに関する基本的な定義を定め、顧客、事業者、北海道、私たち道民がそれぞれ果たすべき役割を定めることで、カスハラを防いで思いやりのある社会を作ることを目指しています。

一方で、カスハラは、比較的新しい言葉ですから丁寧な説明で私たちの意識合わせをしっかりと行うことが大切なことや、飲食業や医療・介護、行政等の現場ではそれぞれ状況が異なることから、詳細は指針に盛り込むこととしました。わかりやすい指針を作成できるように今後も取り組んでいきます。

たけいち尚子は
検討会議のメン
バーとして条例
案を提出！



室蘭港での病院船訓練を視察。海に囲まれた北海道では災害時など船舶を活用した医療提供が必要。



シンガポール食品製造業者協会と北海道貿易物産振興会が双方の貿易拡大・経済交流の発展につなげるため覚書を締結



令和6年9月の定例会にて。医療・福祉政策、自殺対策等について質問。

地域のための取り組みが着実な成果に！

要望を受けていた札幌稲雲高校の正面階段修復。ボロボロの階段では生徒たちの安全にも関わります。道教委に粘り強く働きかけ、2年越しで滑らない素材の新しい階段に生まれ変わりました！



町内会から要望があった前田小学校通学路の信号機設置。子どもたちの安全な通学のため和田市議とともに道警に働きかけ、待望の信号機が点灯しました。信号機のカバーを外して子どもたちが渡り初めを行いました！

たけいち尚子プロフィール

昭和51年9月19日札幌生まれ 手稲中央小・藤女子中・高校卒業、東京大学法学部卒、同大学院医学系研究科修士・博士修了（法医学）、首都大学東京法科大学院修了。医療問題専門弁護士として、法律事務所、医科大学にて勤務。厚生労働省医政局医事課医事・死因究明等対策専門官を経て、2023年統一地方選で初当選。

ひさこ たけいち尚子事務所

〒006-0022
札幌市手稲区手稲本町2条3丁目3-30
TEL 011-681-5566
E-mail:office@takeichi-hisako.com

たけいち尚子と地域の問題や政策について
語り合いませんか？
お気軽にご連絡ください！



これからも手稲のため、北海道のため、誠心誠意取り組んでまいります！